

旭ヶ丘あい幼稚園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

名称	旭ヶ丘あい幼稚園
主たる事務所の 所在地	岐阜県多治見市旭ヶ丘10丁目2-24
代表者氏名	井澤 嘉隆
連絡先	電話 0572-20-2008 FAX 0572-20-2008

2. 施設

種別	小規模保育業A型
名称	旭ヶ丘あい幼稚園
所在地	岐阜県多治見市旭ヶ丘 10 丁目 2 番地の 24
管理者氏名	園長 井澤 嘉隆
連絡先	電話0572(20)2008 FAX0572(20)2008
連携施設	小泉保育園

3. 施設の目的及び運営方針

目的
旭ヶ丘あい幼稚園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳幼児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
運営方針
1 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳幼児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
2 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
3 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
4 当園は、多治見市児童福祉法に基づく事業及び施設の職員、設備及び運営の基準を定める条例、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4. 保育の内容

本園は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。 1 特定保育、・保育(第7条に規定時間において提供する保育をいう。以下同じ。) 第7条に規定する時間において保育を提供する。 2 食事の提供

5. 職員の職種・員数・職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1名	園の業務の統括
副園長	1名	園長の補佐と保育士の統括
保育士	8名	保育の提供、その計画の立案、実施、記録と家庭連絡等の業務
管理栄養士	1名	給食業務
調理員	1名	給食業務
嘱託医	3名	利用子どもの健康管理等

6. 保育を提供する日及び時間帯

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前 7:00 から午後 19:00 まで 但し、土曜日は午前 7:00 から午後 18:00 まで
保育提供 時間	保育標準時間認定 午前 7:00 から午後 18:00 まで
	保育短時間認定 午前 8:30 から午後 16:30 まで
延長保育 時間	保育標準時間認定 午後 18:00 から午後 19:00 まで (土曜日はありません)
	保育短時間認定 午前 7:00 から午前 8:30 まで 午後 16:30 から午後 19:00 まで (土曜日は 18:00 まで)
休園日	1 日曜日 2 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 3 年末年始(12 月 30 日から1月3日まで)

7. 保育料等について

基本保育料 と延長保育料	基本保育料 利用子どもの保護者は、保護者の市区町村民税の課税状況により、利用子どもが居住する市区町村が定める額を本園に支払います。 延長保育料 例1)利用子どもの保護者は、本園の規定により定める額を本園に支払います。 例2)利用子どもの保護者は、30分につき100円を本園に支払います。
-----------------	--

8. 利用定員

0歳児	6人
1歳児・2歳児	13人

9. 入園、退園について

入園	本園は、多治見市が行った利用調整により本園の利用が決定され、かつ、保育の実施について多治見市から保育の依頼を受けたときは、これに応じます。
退園	利用子どもが次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了します。 1 利用子どもに係る支給認定の効力が失われたとき 2 保護者から本園の利用について取消しの申し出があったとき 3 多治見市が利用子どもの利用継続について不可能であると認めたとき 4 その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

10. 提供する給食について

平日	昼食 栄養士が献立等を管理し、調理して提供します。 おやつ 午前と午後の2回おやつを提供します。
土曜日	平日と一緒にです
アレルギー等の対応	アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合、個別に面談してできる限り対応します。

11. 緊急時、非常災害時における対応方法

緊急時	1 本園の職員は、保育中に利用子どもの体調の急変その他緊急事態が生じたときは、保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。 2 保育中に事故が発生した場合は、多治見市と保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 3 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。 4 本園は、利用子どもに対して保育中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
非常災害時	本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報と連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難訓練その他必要な訓練を実施します。

12. 虐待の防止のための措置

1 本園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のために責任者を設置し、職員に対する研修を実施します。 2 本園は、虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、多治見市、児童相談所等、適切な機関に通告します。
--

13. 保育内容における苦情対応

1 本園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付担当者、苦情等解決責任者が、保護者に周知するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めます。 3 苦情内容と苦情に対する対応、結果について記録します。

苦情等受付担当者	副園長 井澤 あい子
苦情等解決責任者	園 長 井澤 嘉隆
受付方法	面談、文書、電話等の方法で苦情を受け付けます。

14. 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	希望ヶ丘クリニック
医師名	山田 幸雄
所在地	多治見市希望ヶ丘4丁目58番地
電話番号	0572(25)8520

(2) 眼科

医療機関の名称	多治見眼科
医師名	半田 喜久美
所在地	多治見市十九田町2丁目68番地の2
電話番号	0572(24)2225

(3) 歯科

医療機関の名称	宮前カトウ歯科医院
医師名	加藤 友大
所在地	多治見市宮前町1-142-1
電話番号	0572(22)9645

15. 健康管理

本園は、常に利用子どもの健康に留意し、嘱託医による健康診断を内科は2回／年、眼科は1回／年、歯科は1回／実施し、その結果を記録します。

日々の体調管理は、連絡帳にて園とご家庭で共有します。

16. 加入している保険に関する事項

本園は、以下の保険に加入しています。

日新火災海上保険株式会社多治見支店

保険の内容	死亡・後遺障害 1名につき1000万円 入院日額 2000円 通院日額 1000円 賠償保険身体 1名 5000万円 1事故身体 2億円 1事故財物 1000万円 生産物身体 3000万円 1事故 9億円
-------	---

* 怪我、事故、食中毒の場合、保険会社との話し合いになります。

* 但し園管理下中の事故に限ります。

17. 個人情報の取扱いに関する事項

本園では規則に基づき、本園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の個人情報を漏らすことはありません。また、市区町村が決定した毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

18. その他

この重要事項説明書の内容は、令和6年4月1日現在のものです。

在園する利用子ども数、学級数、人事異動等によって、内容が変更になる場合があります。

当面に基づく重要事項の説明を開始するにあたり、本書

令和 年 月 日

旭ヶ丘あい幼児園

園長 井澤 嘉隆

同意書

私は、本書面に基いて、当園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名 : _____ 印 _____

利 用 子 ど も と の 関 係 :

利用子ども氏名 :

この同意書は2通作成し、保護者と当園は各自その1通を保有します。